

提案募集要項の補足

1 交付金について

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に係る工事の年度ごとのスケジュールは以下のとおりとします。

- 2月未まで 交付金に係る工事の完了
- 3月未まで 市による検査の完了
- 4月10日まで 市による国への実績報告

2 本庁舎本館4階庭園の活用について

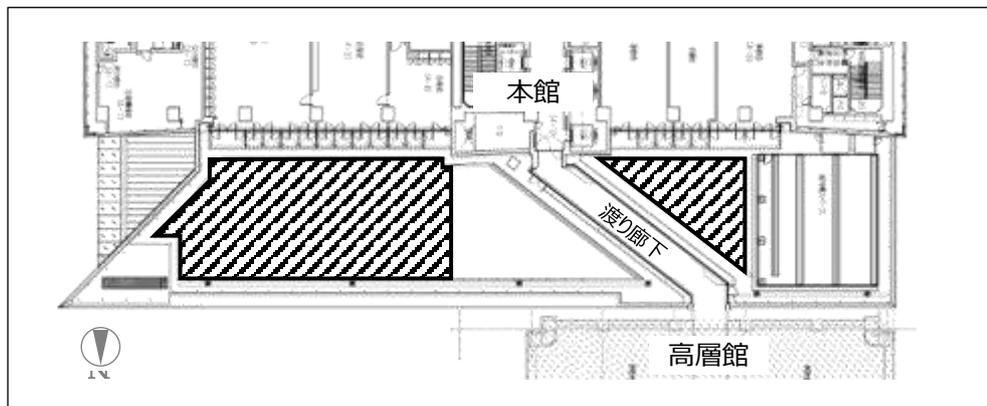
- ・本庁舎本館4階庭園を室外機や蓄電池等の置場として活用することを可とします。ただし、活用にあたっては次のa～dを要件とします。

なお、室外機や蓄電池等の具体的な配置については、優先交渉権者と協議の上定めるものとします。

(要件)

- a. 活用できる範囲は下図の斜線部とする。ただし、渡り廊下から東側については、室外機や蓄電池等の置場として使用する面積は、東側庭園の50%程度に留めること。

図 活用できる範囲（斜線部）



- b. 屋上緑化の代替措置を取り、本庁舎の緑地面積を減少させないこと。
- c. 渡り廊下から東側を活用する場合は、景観への影響を低減する工夫を施すこと。
(例：設置面積をなるべく小さくする、配置を工夫する、目隠しルーバーを設置する など)
- d. 渡り廊下に、省エネ手法の普及・啓発を行う展示パネルを設置すること。展示パネルについては、現在設置している屋上緑化の展示パネルと同等とする。

3 改修必須設備に係る提案について

提案募集要項において改修を必須としている老朽化した空調熱源設備及び LED 化されていない照明設備の詳細及び提案の対象外とする設備等については、別途送付する次のファイルをご参照ください。

省エネルギー改修の提案にあたっては、当該ファイルに空調設備及び照明設備の改修内容を記入して提案書に添付してください。

「⑱改修必須設備一覧（空調設備）.xlsx」

「⑲改修必須設備一覧（照明設備）.xlsx」

（備考）

- ・ファイル「⑲改修必須設備一覧（照明設備）」では、一次エネルギーの削減量等が自動的に算定されます。算定された数値を用いて提案書を作成してください。
- ・ファイル「⑲改修必須設備一覧（照明設備）」に記載されていない照明設備については、LED 化されているものとしてください。
- ・令和 6 年 7 月現在で間引きしている照明設備についても、原則として改修の対象です。なお、改修の際は、スイッチや制御により消灯できるようにして、間引き台数を現状と同程度にしてください。
- ・照明制御を提案する場合、更新後の照明制御補正については、以下の値を使用してください（照明制御を提案しない場合、照明制御補正の値は 1 とする）。

制御システム	動作方式	係数
在室検知制御	下限調光方式	0.95
	点滅方式	0.70
	減光方式	0.80
明るさ検知制御	調光方式	0.90
	調光方式 BL	0.85
	調光方式 W15	0.85
	調光方式 W15BL	0.78
	調光方式 W20	0.80
	調光方式 W20BL	0.70
	調光方式 W25	0.75
	調光方式 W25BL	0.63
	点滅方式	0.80
タイムスケジュール制御	減光方式	0.95
	点滅方式	0.90
初期照度補正機能	タイマ方式（LED）	0.95
	タイマ方式（蛍光灯）	0.85
	センサ方式（LED）	0.95
	センサ方式（蛍光灯）	0.85

- ・送付したファイルに誤り等があった場合は、事務局まで直ちにご連絡ください。訂正の上、全ての応募者にファイルを再送いたします。

4 市内業者発注予定額について

(1) 発注額の確認方法

履行時における市内業者への発注額の確認方法は次の①又は②とします。

① 契約書の提出

② 申立書の提出

(備考)

- ・ 申立書に記載する発注額については、事業者の積算等による概算額での記載を可とします。

(2) 発注額が発注予定額の合計を下回ることを本市が認める事由

次の①又は②の事由により、発注額が発注予定額の合計を下回ることを可とします。ただし、事業者は事由を示した申立書を提出するものとします。なお、その他の事由による場合は、別途協議するものとします。

① 詳細協議により、省エネルギー改修が変更となった

② 市内業者から繁忙等を理由に断られた

(備考)

- ・ 発注額が発注予定額の合計を下回る場合であっても、発注予定額の達成に向けて、可能な限り市内業者の活用に努めてください。